**2５　京都府学校問題対策チームの派遣**

|  |
| --- |
| 派遣チームの概要 |

|  |
| --- |
| １ 名　　称　 京都府学校問題対策チーム  ２　目 　的　　児童・生徒の生命に関わる事件・事故等で、その衝撃が児童・生徒に深刻な心理的影響を及ぼし、学校機能の維持・回復が必要な場合の支援を行う。  ３　対 　 象 　京都府の公立（京都市立を除く）小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒の生命に関わる事件・事故等でその衝撃が児童・生徒に深刻な影響を及ぼしたり、学校機能の維持回復が必要な場合（おおむね参考資料表１レベルⅡ以上）。ただし、参考資料表２の事案についても派遣することがある。  ４　依頼方法 　校長から市町（組合）教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依  　　　　　　　　頼する。（府立学校においては、校長から府教育委員会へ依頼する。）  ５　派遣委員　　京都府学校問題対策チームに登録されている委員  ６　派遣期間　　３日間以内（その後の支援は従来のスクールカウンセラー活用事業の  　　　　　　　　緊急配置によるものとする。）  ７　支援内容　　二次被害の拡大防止と心の応急処置  　　　　　　　　 　①　被害評価とケアプラン策定の手助け  　　　　　　　　 　②　教職員への助言、サポート  　　　　　　　　 　③　保護者への支援  　　　　　　　　 　④　子どもと保護者への応急対応  　　　　　　　　 　⑤　その他（報道対応サポート）  ８　そ の 他　　京都府学校問題対策チームは、市町（組合）教育委員会と連携し、校内チームの各班に指導・助言を行う。 |

|  |
| --- |
| 派遣チームの組織 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | リーダー  構　成  任　務 |  | | |
| 教育委員会主体指揮監督隊  　連携  　サポートリーダー（教育委員会職員）  　教育委員会職員  　 専門家（臨床心理士）  　・ケアプランの策定  　・遺族対応  ・保護者会対応  ・マスコミ対応  ・学校安全サポート | 専門家主体直接ケア隊  ケアリーダー（臨床心理士）  専門家（臨床心理士）  教育委員会職員  ・生徒へのケア態勢  ・保護者へのケア態勢  ・教職員へのケア態勢 |  |
|  | | |

参考資料表１　学校危機対応のレベル ●学校管理下　○学校管理外

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事件規模 | レベル | 事　案　例 | 京都府 |
| 大 規 模 | Ⅵ | ●北オセチア共和国学校テロ |  |
| Ⅴ | ●大阪池田小事件 |  |
| 中 規 模 | Ⅳ | ●佐世保市の小６殺害事件（全国マスコミ殺到）  ●寝屋川市教師殺害事件（〃）  ●仙台ウォークラリー事故、３人死亡、20人以上重軽傷（〃）  ●山口県立高校爆発物事件、数十人救急搬送（〃） | ●日野小事 件  ●宇治小事 件 |
| Ⅲ強 | ●校内での飛び降り自殺、目撃多数、学校に報道殺到  ●小学校のプールで水死、児童目撃多数、学校に報道殺到 |  |
| Ⅲ弱 | ●児童の列に車、１人死亡、２人怪我、目撃数名、学校に報道多数  ○親子心中事件、学校に報道多数 | ○宇治学習 塾事件 |
| 小 規 模 | Ⅱ | ○親子心中事件、学校に取材なし～僅か  ○自宅での自殺、学校に取材なし～僅か  ●体育中に児童が倒れ、搬送先の病院で死亡  ○夏休み中に川での水の事故、複数児童目撃 |  |
| 小規模以下 | Ⅰ | ○家族旅行中の交通事故で児童死亡  ○自宅で家族の自殺を児童が目撃 |  |

出典　全国ＣＲＴ標準化委員会

参考資料表２　学校危機支援チームの派遣を検討する事案

|  |
| --- |
| ◆　小規模事案（レベルⅡ以下）や個人被害事案  ◆　単発的でない事案  ・虐待やいじめなどの継続的トラウマ　・感染症による死亡などの事案  　・児童の行方不明  ◆　背景の問題が重要となる事案  ・家庭での自殺　・自殺未遂　・子どもによる加害  ◆　その他  ・教職員の不祥事　・災害　・時間が経ってからの派遣依頼 |